

議案第41号

区議会提出議案に関する意見聴取  
(職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和7年5月26日

(提出者)  
世田谷区教育委員会  
教育長 知久 孝之

(提案説明)

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。



7世総第146号  
令和7年5月20日

世田谷区教育委員会  
教育長 知久 孝之 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

1 案件名

- (1) 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 世田谷区保育料条例の一部を改正する条例
- (4) 世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例
- (5) 世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例

2 案文

別紙のとおり

3 提案議会

令和7年第2回世田谷区議会定例会

4 回答期限

令和7年5月26日(月)

5 担当

総務部総務課総務係 岸田 内線2062

議案第 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和7年6月3日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、部分休業に係る規定を改める必要があるので、本案を提出する。

## 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第14条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第15条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第15条第2項中「勤務時間条例第16条の3第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項」を「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年3月世田谷区規則第34号。以下「勤務時間規則」という。）第25条の3第5項若しくは幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号。以下「幼稚園教育職員勤務時間規則」という。）第30条の3第5項」に、「よる子育て部分休暇」を「よる第1号子育て部分休暇」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に、「当該子育て部分休暇」を「当該第1号子育て部分休暇」に改め、「とする」の次に「。なお、勤務時間規則第25条の3第7項又は幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の3第7項に規定する第2号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第1号部分休業を承認することはできない」を加え、同条第3項本文中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同項ただし書中「、介護時間又は子育て部分休暇」を「、介護時間又は第1号子育て部分休暇」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に、「当該介護時間又は子育て部分休暇」を「当該介護時間又は当該第1号子育て部分休暇」に改め、同条に次の1項を加える。

4 勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく世田谷区規則に規定する第2号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている非常勤職員については、第1号部分休業を承認することはできない。

第15条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第15条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

2 勤務時間規則第25条の3第5項、幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の3第5項又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく世田谷区規則に規定する第1号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第2号部分休業を承認することはできない。

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第15条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第15条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、勤務時間規則第25条の3第7項、幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の3第7項又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく世田谷区規則に規定する第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員については、当該各号に定める時間から当該第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第15条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者等が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者等と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第16条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第17条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第17条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第15条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

## 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月12日条例第20号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第17条並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 勤務日数を考慮して世田谷区規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。<u>次条において同じ。</u>）</p> <p>(<u>第1号部分休業</u>の承認)</p> <p>第15条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p>	<p>○職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月12日条例第20号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第17条並びに<u>第19条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 勤務日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して世田谷区規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。）</p> <p>(<u>部分休業</u>の承認)</p> <p>第15条 <u>部分休業の承認は、正規の勤務時間（前条第2号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して世田谷区規則で定める非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員にあつては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p>
2 勤務時間条例第15条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例	2 勤務時間条例第15条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例

改正後	改正前
<p>第17条第1項の規定による育児時間、勤務時間条例第16条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項の規定による介護時間又は<u>職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年3月世田谷区規則第34号。以下「勤務時間規則」という。）</u>第25条の3第5項若しくは<u>幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号。以下「幼稚園教育職員勤務時間規則」という。）</u>第30条の3第5項の規定による<u>第1号子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は<u>当該第1号子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。<u>なお、勤務時間規則第25条の3第7項又は幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の3第7項に規定する第2号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第1号部分休業を承認することはできない。</u></p> <p>3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく世田谷区規則の規定による育児時間、<u>介護時間又は第1号子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない場合における<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間、<u>当該介護時間又は当該第1号子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p><u>4 勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく世田谷区規則に規定する第2号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている非常勤職員については、第1号部分休業を承認す</u></p>	<p>第17条第1項の規定による育児時間、勤務時間条例第16条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項の規定による介護時間又は<u>勤務時間条例第16条の3第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項</u>の規定による<u>子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は<u>当該子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく世田谷区規則の規定による育児時間、<u>介護時間又は子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない場合における<u>部分休業</u>の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間、<u>当該介護時間又は子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>ることはできない。</u>  <u>(第2号部分休業の承認)</u>  第15条の2 <u>育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u></p> <p><u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u></p> <p><u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u></p> <p><u>2 勤務時間規則第25条の3第5項、幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の3第5項又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく世田谷区規則に規定する第1号子育て部分休暇に係る申出(申出内容の変更による場合を含む。)をしている職員については、第2号部分休業を承認することはできない。</u>  <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u>  第15条の3 <u>育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u>  <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u>  第15条の4 <u>育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、勤務時間規則第25条の3第7項、幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の3第7項又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく世田谷区規則に規定する第</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員については、当該各号に定める時間から当該2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間とする。</u></p> <p><u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u></p> <p><u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に10を乗じて得た時間（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）</u></p> <p><u>第15条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者等が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者等と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u></p>	
<p>(部分休業における給与の減額)</p> <p>第16条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号。以下「給与条例」という。）第14条第1項、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第19条第1項及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第21号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第9条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条、幼稚園教育職員給与条例第22条及び会計年度任用職員給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額（同条にあっては、報酬額）を減額して給与を支給する。</p>	<p>(部分休業における給与の減額)</p> <p>第16条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号。以下「給与条例」という。）第14条第1項、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第19条第1項及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第21号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第9条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条、幼稚園教育職員給与条例第22条及び会計年度任用職員給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額（同条にあっては、報酬額）を減額して給与を支給する。</p>

改正後	改正前
<p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第17条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u></p> <p><u>附 則 (令和 年 月 日条例第 号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第15条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。</u></p>	<p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第17条 <u>第11条の規定は、部分休業について準用する。</u></p>